

平成 29 年度第 2 回白井市環境審議会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 19 日 (火) 午後 2 時から午後 4 時まで
2. 開催場所 白井市役所本庁舎 3 階 会議室 301
3. 出席者 委員 辻川会長、野水委員、藤田委員、北澤委員、新堀委員、
山内委員、西野委員、市川委員、小林委員、秋本委員、
尾形委員
(倉阪委員、村上委員、長谷川委員、川上委員については欠席)
事務局 環境建設部長、 環境課長、
環境課環境保全・放射線対策班 主査、主査補、主任主事
都市計画課計画整備班 主査補
4. 傍聴者 6 名
5. 議題 (1) 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」
の策定について (諮問)
6. 報告 (1) 白井市第 2 次環境基本計画の進捗状況について(保留分)
(2) 白井市地球温暖化対策実行計画の見直しについて
(3) 環境白書について
(4) 環境配慮書について
6. 配布資料 (事前) 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン
資料 1 白井市第 2 次環境基本計画の進捗状況
資料 2 新庁舎に係るエネルギー使用の状況
資料 3 環境白書 (第 1 4 号)
資料 4 環境配慮書
7. 議事 以下のとおり

市長

1. 開会
2. 諮問 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」
(案)
3. 挨拶
皆様こんにちは。市長の伊澤史夫でございます。本日は大変お忙しい中、また、年末の中、会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただいま、辻川会長さんに白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの (案) について諮問させていただきました。
地球温暖化防止のために、いま国において、また、地域においても再生可能エネルギーについて取り組んでいるところでございますが、太陽光発電の設置と設置場所の周辺の市民の中からもその在り方について問われているところでございます。この市民の皆様が、素晴らしいこの白井の環境のもとで、快適に暮らせるような太陽光発電施設について皆様、いろいろな立場からご審議していただければと思います。
そして前回も申し上げましたが、この白井市において、環境保全等にも力を入れてまして、その一つのなかでも、市役所、現在耐震化を行っておりまして、この 5 月新築棟がオープンしました。

| | |
|-----|---|
| | <p>あと現在、元の庁舎、これからは東棟と言いますが改築を行っておりまして、8階建てを4階建てにするという改築でありまして、廃材を少なくするという事で、建設費についてもコストを軽減するという工夫を凝らしているという事でございます。</p> <p>更に省エネ対策でLEDを活用してですね、例えば防犯灯とかですね、そういうところで省エネ化に努めているところでございます。これからも地球環境保全のために白井市でできることはいろいろなことをやっていきたいと思っておりますのでこれからもご指導を賜るようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは皆様年末で大変忙しいことと思いますが、お体に気を付けて新年を元気で迎えて、戌年、大変いい年であると聞いております。すばらしい新年を心から祈念しまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ本当にありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 会長 | <p>それでは、辻川会長から、ご挨拶をお願いします。</p> |
| | <p>会長の辻川です。よろしくお願いいたします。今、伊澤市長からお話を伺いましたけれど、地球温暖化というのは非常に進捗しておりまして、異常気象とかを含めまして非常に被害が出ております。先月11月にドイツのボンでCOP23が開かれまして、世界のエネルギー政策が討論されまして、パリ協定の2020年に向けての、各国の再生可能エネルギーの具体的な促進に向けての実行計画検討が動き出しました。日本の立場は少しまづい立場になってきているように私には見受けました。</p> <p>脱炭素活動が世界で進んでいる中、日本のエネルギー政策は、石炭、原子力、再生可能エネルギーなどを使ったベストミックス方式で進められている状況でございまして、これからいかに再生可能エネルギーを増やしていくかと、立ち遅れないようにと世界から指摘されているところでございます。</p> <p>そのような中、白井市ではご承知のとおり市長からお話がありましたけれど、再生可能エネルギー・省エネを推進しようという強い意志を感じております。</p> <p>12月10日に白井市民や、手賀沼流域フォーラムの方々は今井の桜のところで清掃され、その帰りにソーラーシェアリングしろい富塚発電所を見学されましたが、参加人数が80名でその内約半数が子供たちであることに、驚き感激しました。</p> <p>これくらいみんなが熱心になって、再生可能エネルギーを増やしていこうという意思をもっているなあと感じられました。</p> <p>その意思を我々は感じ取って今日諮問いただきました、太陽光発電のガイドラインを十分審議いたしまして、少しでも市の役に立ちたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。伊澤市長につきまして公務のため退席させていただきます。</p> |
| 市長 | <p>それでは皆様、よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>次に、本日お配りしています資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、①本日の次第、②環境審議会委員名簿、③環境審議会への諮問について（写し）、④議題1 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン14ページとスケジュール表、⑤報告1 白井市第2次環境基本計画の進捗状況について（保留分）、⑥報告2 白井市地球温暖化計画の見直しについて1ページ（電気・ガス使用量）、⑦報告3 白井市環境白書93ページ、⑧最後に報告4 環境配慮書2枚（両面）・新旧対照表2枚（両面）・白井市まちづくり条例開発事業の流れ1枚・白井市環境配慮指針1枚です。</p> <p>会議資料はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これからの進行は、環境審議会規則第3条の規定により、辻川会長にお願いします。</p> |
| 会長 | <p>それでは、会議の進行を務めますので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>本日の会議は、概ね、2時間程度を目安に終了を予定しておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>本日の会議につきましては、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、公開を原則とすることになっておりますが、公開としてよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>次に、3. 議事が1件あります。</p> <p>初めに議題1 白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインについて、事務局より説明願います。</p> <p>白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインについて説明します。</p> <p>ガイドライン策定の経緯ですが、固定価格買取制度が平成24年7月に開始され、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が策定され、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が急速に拡大しました。</p> <p>制度創設により新規参入した業者の中には専門的知識の不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保、発電能力維持のための十分な対策が取られない、防災環境上の懸念をめぐり、地域住民との関係が悪化するなどの問題が顕在化しました。</p> <p>そこで、適切な事業実施の確保などを図るため、平成28年6月にFIT法が改正され、再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設され、本年3月には、企画立案、設計施工、運用・管理、撤去及び処分各段階ごとに推奨される事項について示した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」が資源エネルギー庁から示されました。</p> <p>国のガイドラインでは、計画初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ることや地域住民への配慮、周辺環境への配慮なども努力規定として記載されていますが、設備を設置する自治体への届出が規定されていないため、市が早い段階で計画を把握することができないなどの課題がありました。</p> |

また、本市でも反射光による環境問題も発生しています。一方、再生可能エネルギーの利用拡大も計画に位置付けており、国のガイドラインに従って、市独自のガイドラインを策定し、設置者が地域住民と良好な関係を構築して、太陽光発電事業が円滑に実施されるような仕組みを作ることが求められてきていることから、今回策定することとしたものです。

前回の会議で、素案を作成し、ご審議いただくこととなっておりますので、今回提案をさせていただきます。

ガイドラインの主な内容ですが、対象とするのは10kw以上の事業用の設備で、このうち50kw以上の高圧と10kwから50kw未満の低圧に分けています。

高圧は、周辺への影響も大きいと考えられることから、まちづくり条例の手続きを行う対象とすることとしています。

低圧については、設置場所等の把握のため、届出をしていただくこととしています。

14ページをご覧ください。手続きのフロー図です上段が高圧で環境配慮書を環境課に提出、審査後返却し、事業者はこれを添付し都市計画課に開発事前協議書を提出後まちづくり条例の手続きを経て事業着手することとなります。

下段は、低圧で、まちづくり条例の対象外ですが、環境配慮書に準じたチェックリストを環境課に提出、審査後返却し、届出書を提出頂き審査して手続き終了となります。

それでは、1ページにお戻りください。ガイドラインの内容についてご説明します。

第1条は趣旨に関する規定で、市、近隣住民に工事着手前に計画の内容を明確にするため必要な事項を定めることを規定しています。

第2条は定義で第1号は太陽光発電施設で、対象は建物に該当するものを除いたものとし、施設の規模について、50kw以上と10から50kw未満としています。

4号は近隣住民の範囲を規定したもので、近隣の土地所有者及び家屋所有者、居住者、事業区域の属する自治会長等としています。

第3条は対象区域で市内全域としています。

第4条は法令等に基づく手続きを規定しています。

第5条は、環境配慮書、チェックリストの提出について規定したもので、第1項は50kw以上の大規模施設について、まちづくり条例の手続きを開始する前に提出ことを規定しています。

第2項は50kw未満の発電施設でチェックリストの提出について規定しています。

第6条は、発電施設で工事着手の30日前までに届出書の提出を規定しています。

第2項は計画の廃止変更を行う場合の届出について規定しています。

第7条は遵守事項について規定したもので、近隣住民への周知、防災への配

慮、周辺環境との調和、生活環境への配慮、適切な苦情・要望への対応など8項目を挙げており、詳細を環境配慮書、チェックリストで確認することとしています。

第8条は、設置者に対して報告を求めることができることを規定しています。

第9条は、補則で見直しについて規定しています。

附則は、施行日と、経過措置について規定しています。

4ページをご覧ください。

環境配慮書です。こちらは、まちづくり条例で規定されているもので、今回のガイドライン策定に伴い、太陽光発電設置事業関係の項目を追加するものです。

全体の構成ですが、望ましい環境像、環境配慮項目については第2次環境基本計画中間見直し版に基づいて記載しています。

1 枠目が土地選定に関する事項。

2 枠目が地域住民とのトラブルの防止するために規定している、地域との関係構築に関する事項で、近隣住民とのコミュニケーション、近隣住民に配慮した事業実施、近隣住民への説明、苦情があった場合の丁寧かつ誠実な対応、5ページになりますが、必要に応じて合意書、協定書の締結などを努力規定として規定しています。

2 枠目は土地開発、設備の設計施工に関する規定。

3 枠目が周辺環境への配慮に関する規定。

4 枠目が標識の設置。

一番下が構内への立ち入り防止措置。

6ページをご覧ください。

最初が非常時の対応。

下が事業終了時の撤去。廃棄に関する規定となっています。

7ページをご覧ください。

チェックリストになります。こちらはまちづくり条例に該当しない施設に関するものでガイドラインの独自様式になります。

記載内容は環境配慮書に準じています。

変更点として、2枠目の④は配慮書では④と⑤で説明について記載していましたが、チェックリストでは「周知」として周知の事例を記載しています。

また⑦の合意書、協定書の締結については削除しています。その他は配慮書と同様です。

10ページをご覧ください。

50kw未満の発電施設計画届出書の様式になります。

11ページをご覧ください。

発電施設計画変更・廃止届出書の様式になります。

12ページは、関係法令を担当する市役所窓口の一覧。

13ページは、国県の担当窓口の一覧です。

| | |
|-----|--|
| | <p>14ページは先ほど説明した手続きのフロー図になります。</p> <p>最後に今後のスケジュールですが、本日の会議後、1月にパブリックコメントの準備をし、2月上旬にパブリックコメントを実施し、3月上旬に環境審議会での審議、下旬の戦略会議、まちづくり審議会への報告を経て4月に公表を予定しています。</p> |
| 会長 | <p>どうもありがとうございました。皆様に事前に資料を配布していただいたので、多少目を通していただいていると思いますが、今説明された内容について質疑応答、或いはご意見交換等を行いたいと思います。</p> <p>今日のメインテーマでございますので、じっくり皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>これから設置していくものはこれでよくわかりましたが、既に設置されているものについては、どうなるのですか。</p> |
| 会長 | <p>既設のものに対してはどうか対応していくかとのことです。</p> |
| 事務局 | <p>このガイドラインにつきましては、これから設置するものについて、いろいろと環境配慮をして作成していただくというものです。</p> <p>今委員さんがおっしゃいました既設のものはどうするかとのことですが、こちらにつきましては、これに沿った形でお願いをしていくと、トラブルがあった場合は、なるべく円満に解決するようということ、根拠は特にございませんが、これに沿った形でお願いをしていくということ、対応したいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>既設についてはわかりましたが、先程の計画の変更と廃止、届出書ということですが、これは規制そのものについて、まちづくり条例が適用される前に今おっしゃった設備についての廃止・変更がある場合にはこの規定に基づいて行うということ、いいですか。</p> |
| 事務局 | <p>まずこちらは、これから申請をしていただいた施設で施設の内容を変更する、或いは計画をしていただけれども取りやめる場合について規定したものです。</p> <p>従いまして現在ある施設が、運用をやめて廃棄するような場合は、対象にはならないということ、でございます。</p> |
| 委員 | <p>それでは、どういった基準で手続きするのですか。既にある施設については、既存の施設の変更、取りやめについては、</p> |
| 事務局 | <p>まず、一つは、現在これからやるものについて、これでやるということで、既に運用を開始しているものについては、対象外ということ、です。ですから、設備の運用をやめる場合は、きちんと国へ届け出て、事業計画認定についての手続きに従って関係機関に届出をしてもらうということになるかと思っております。</p> |
| 会長 | <p>既設については国の方に届出をするということ、ですね。廃止届はあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>基本的には、計画を新たに作って、それに従って運用をしていくというのが、基本になりますので、その変更等がある場合は国の方へ何らかの届出をして、手続きをするようなこと、なるかと思っております。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 会 長 事 務 局 | <p>あとは国の所轄でやるということですね。</p> <p>こちらとの関係というご質問でございますが、これにつきましては、既設のものについては、対象外ということでご理解願いたいと思います。</p> <p>ただ、実際に取り壊したりする場合は、何か情報等がある場合は、これに従って適切に処理をしてもらいたいということです。</p> |
| 委 員 | <p>私の知っている方が折立の方にいるのですが、既に設置されているのですが、光が入ってきてしまっているのです。</p> <p>夏になると、ピカピカして暑くてしょうがないと、夏は暑くてしょうがないのに雨戸を閉めているという苦情が出ているのですが、そういったものはお構いなしにやってしまうのですか。</p> |
| 会 長 事 務 局 | <p>既設で、問題があると。</p> <p>既に苦情とか、環境上影響が出ているものについては、ご相談をいただいている事例がございます。</p> <p>ただそれが実際にはどうなのかということになりますと、こちらで適切な指導とかの権限がない実態でございます。こちらにつきましては国のガイドラインが3月に策定されておりますけれど、こちらにつきましては苦情等について申し出るように、フォーマットがホームページ上にございまして、“なっとく再生可能エネルギー”であったと思いますが、こちらの方にその内容を、入力されますと、それに従っていろいろと手続きが進められるというものがございます。</p> |
| 会 長 事 務 局 | <p>環境課の方に何件か苦情等がきているのですね。</p> <p>只今ご紹介いただいた折立については、聞いていないのですが、市内で1か所、先ほど申し上げましたとおり、光の害による生活環境への影響ということでご相談をいただいている事例がございます。</p> |
| 会 長 事 務 局 | <p>それにはどういう方向性で解決していくのですか。</p> <p>こちらにつきましては、国の方の先程申しました、ホームページの方に連絡が行ってしまして、そちらについては実際に県の方にも話が行って、県もいろいろ設置者に話をしている状況でございます。</p> <p>市の方にも実は、ご相談をいただいて、県の方に連絡を取りまして、設置されました業者さんの方に、きちんと誠意ある対応をしていただきたいと、書面でお願いをした事例がございます。</p> |
| 会 委 員 | <p>あくまでも自主対応をしていただきたいということですね。</p> <p>再生可能エネルギーをですね、進めていこうということは環境上の問題で非常に良いことだと思います。その意味ではこの太陽光発電は身近なものであるという視点で見えていかなければならないと思います。</p> <p>そこで、どういうことが一番苦情が出ていることかということ、はっきりさせておいた方がいいんじゃないかと思います。</p> <p>一つは今お話が合ったまぶしいということで、あとはどういうものがあるかと。これを見ますと、かなり細かくガイドラインが書いてあってですね、こんな細かいことまで注意してやるのかと、しないでもないわけです。近隣への周</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>知といってもどこまでするのかですとか、やる側にしては、こんな面倒くさいことをするのなら大変だという気持ちを起こさせるような、これから太陽光発電をするのなら大いにやってくれよという姿勢と何か問題はないのか。と言う様な気持ちがします。</p> <p>ですからこういうことをですね、適切な苦情・要望への対応とかですね、適切な撤去及び廃棄とあるのですが、今まぶしいよという苦情のほか、何か事例はあるのか、或いは他のケースを把握しているのか、お聞かせ願いたいのですが。</p> |
| 事務局 | <p>まず苦情の種類と件数ということですが、苦情につきましては、先ほど申し上げました太陽光の反射光による生活環境の影響、これが1点でございます。</p> <p>それから他の自治体ですと、斜面地につくって崩れてしまったとか、景観を壊してしまったとか、というような事例はあるのですが、白井市においては太陽光の反射だけという状況です。</p> <p>先程委員の方からお話がありました、こんな細かいことまでということですが、これは国のガイドラインに沿った形で作成しておりまして、それに準じているということで、ご理解いただきたいと思えます。</p> |
| 委員 | <p>国のガイドラインに沿っているのだから、国と同じようにすればいいよということで、理解してよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>一番大きな点は、国のガイドラインをきちんと守っていただければきちんと対応はできると思いますが、市は、国で決まった手続きはいろいろあるのですが、設置する場所、自治体に、届出をなささいという義務規定がされておられません。</p> <p>従いまして、市が全く知らない、隣の住民の方もわからない、いつの間にか気づいたら工事が始まってしまっているというような状況になってしまう、ということで、トラブルを未然に防ぐということが、なかなか難しいということがございます。</p> |
| 委員 | <p>今回、一番の目的というものが、太陽光発電、再生可能エネルギーの普及・促進、地球温暖化防止という側面からも市としては進めていきたいという思いはあるのですが、それと引き換えに市民の皆様の生活環境への影響、これがあってはいけないうるということ、事前に市の方に、或いは隣近所の住民の皆様に、こういうものを作るという内容を、情報提供をしていただいてトラブルの無い様によく相談しながら進めていただきたい、ということで策定するものでございます。</p> |
| 事務局 | <p>そうすると、国のガイドラインがあつて、業者が設置しようとする場合、国のガイドラインに沿って、東電さんは東電さんがやる場合、国には出しているよと、市には出していないから市にも作るよという、ことですね。</p> |
| 事務局 | <p>そういうことになります。市が計画の早い段階で、どこにどういう様なものを作るのかということ把握できるようにすることが一番の目的です。</p> <p>それに加えて、それをやることによってトラブルを未然に防止しようというのが趣旨でございます。</p> |

| | |
|-------|---|
| 委 員 | <p>そうしますと今まで、1件来ています。まぶしいという件は、これに沿ってやっていった結果、問題が起きていると理解してよろしいですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>実は今まで出来ているものにつきましては、ガイドラインが今年3月に資源エネルギー庁から公表されておりますので、それ以前に設置されているものについては、かなりの数がございまして、設置している中で苦情とか、周辺住民とのトラブルがかなり発生したということで回避するために、或いは予防するため、国のガイドラインが策定されたということです。</p> <p>そのガイドラインで市の方に届出をしてくださいという規定がございませんので、市の方で把握していきたいということで、策定するものでございます。</p> |
| 会 長 | <p>近隣の市町村でこのガイドラインを作っているところはあるのですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>あるのであればご紹介願います。</p> <p>近隣ですと、我孫子市のほうで条例という形で作ってございまして、ガイドラインという形ですと、茨城県で県がつくっている事例がございまして、あと、運用上はいろいろなところで作ってございまして、主に西のほうになりますと、景観上の支障があるということで、その自治体に即したタイプのものがございまして、</p> |
| 会 長 | <p>千葉県には未だ無いということですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>はい、県内にはあまりないということです。</p> |
| 会 長 | <p>先駆者として何かいいものを作ってください。</p> |
| 委 員 | <p>私は太陽光発電に関わっている業者の一人としてですね、参考となればと、お話しさせていただきたいと思いますが、今なぜ再生可能エネルギーかと、太陽光発電が必要となっているのかということ、重要視していかなければならないのか。またなぜ、この太陽光発電のガイドラインが出てこなければならぬのか、ということがあるのですけれども。既にメガソーラーとかいろいろ出来上がっているところに関しては、自然を破壊しながら、儲けが先に行ってしまうところがあるんですね。</p> <p>売電価格が良かったり、業者さんが利益を出すために、ここであれば大丈夫ですよとか、土地の持ち主さんにお話をされてですね、そういった形で計画を持って行かれたりするわけですが、これからはそういったわけにはいかないわけですし、私も関わっていることに関し、法律上は、ここは許可が下りているよ、ただそれだけではなくて、クレームが来るのか来ないのか、今後これをやることによって、近隣に迷惑が掛かるのか掛からないのか、見据えたうえでやらないと折角いいものを作らせていただいたところで、クレームが出たら、何の意味もなくなってしまうのではないのかなあと。</p> <p>実際、今、白井市でも何とか進めていきたいなあと、動いているのですけれども、おかげさまで白井市というところは、傾斜、また川というところがありませんから、そういった設置面ではいいのですけれども、メガソーラー的に空いたところにやっちゃっていいよということになりますと、先程委員さんが言いましたように、反射、また夏になると暑い、と言う様な影響が出ないように業者がしっかり見て行って、設置するという形をとっていかないと、今本当に</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>いろいろ大きな発電の問題がありますけれど、このソーラーシェアリングというものは、手っ取り早く安くできる、また、廃棄物に関しても95パーセントぐらいまでは、再生できるよと、なっているわけですね。目に見えなくて非常に危険なものよりも、非常に解りやすく処理できる形になっておりますので、それほど悪いことばかりでないんですね、すごくいいんだよということも聞いてもらえればと思います。今まで太陽光で問題が出ているので、悪いというか怖いというイメージがあるのですが、そういったことが無い様に、このガイドラインで、一つの基本として、それをどう進めていくかということ、この審議会のなかで、進めていただければ、非常に良いものになって、この白井市の中で役に立つのではないのかなあと考えていますので、この再生可能エネルギーについて理解してもらっていただくことが大事なのかなあとと思います。</p> <p>今後こう言った形で継続して、審議会の方で進めていただけたら、業者に関わる一人として、理解していただければと思います。</p> |
| <p>会 委</p> | <p>長 員 貴重なお意見をいただきましてありがとうございます。</p> |
| | <p>森林を切って設置したところもあるんですよ。そうゆう意味では環境が逆行するところで、膨大な補助金が出ている、ビジネス優先的なエネルギー政策みたいな胡散臭い所がかなりあるんですけども、どうせ税金を投入するんだったら、もう少し効率のいい、公共性のあるところにしてほしいなと思うところがいくつかあります。</p> <p>公共性を重視するのであればなぜ公共施設に設置しないのか、経済的にできるのであれば真っ先に学校とか役所に設置すべきではないのかと思うんですけど。</p> <p>なぜできないのか疑問なんですけれど。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>建物的に屋上とかあるじゃないですか、雨漏りするとか、そういった心配があるんで、最初からそういった計画を立てていけば、追加工事とか補う形で設置することは可能なんですよ、ただ白井市役所の新庁舎は屋上に確かできる予定ではなかったでしたっけ。</p> |
| <p>事 務 局 委</p> | <p>付いております。</p> <p>ところが見えないですよ。見えないですけども設置はしているよと。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>これから公民館ですとか、そのようなところでやった方がいいんじゃないかという話はあるんですが、屋根の構造とかいろいろ問題があるわけで、これから住宅とかでは常備されてきていますので、今後やっていかれるのかなあとと思います。</p> <p>災害になった時は、一番電気が必要なんですけれども、小型発電機なんかはほとんど役に立たないんですね。燃料を置き放しにしておいて、結露などして水が溜まったり、錆びてしまったり、管が詰まったりして、機械屋さん聞いてもひどい発電機が多いと。</p> <p>燃料が足りなくなったりするものなので、ソーラー等はすごく有効であり、バッテリーにインバーターをつなげれば、ドリルとかそういったものが畑の中</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 会 | 長 | でも使えるんですね。そこにバッテリーさえあれば充電もできますから、そういう点を考えますと、公共施設には必要な太陽光パネルを設置して、電気が使えるようにすることは必要ではないかと思えます。 |
| | | 日本のエネルギー政策もこれからどうなるかということも見ている自治体も多いのではないかと。そういう意味でなかなか思い切れないのかなあとの感じを受けているんですが。 |
| 委 | 員 | 積極的に誰かがやっていかなければ、世界から取り残されてしまって、ふたを開けてみれば日本だけ遅れてしまっているようなことでは。 |
| 会 | 長 | 効率的な利用の仕方。たとえば、これから電気自動車が普及し始めていけば屋根にソーラーパネルをつけるだけでも、いざというときには充電もできるから。 |
| | | ある意味思いきりが大切ですから。 |
| 委 | 員 | 先日の中国の状況を見ましても、石炭火力をつぶしてまでも太陽光発電をやっているという記事がありました。また、原子力発電からの転換もやっていかなければなりません。 |
| 委 | 員 | そういう姿勢も考えていかなければならないということです。遅れないようにしていかなければいけませんね。 |
| 会 | 長 | 白井市についてはよくわかったのですが、他の市ですね、例えば千葉県ですが、県と白井市の普及率はどのくらいですか。 |
| | | 日本の太陽光発電を含めまして再生可能エネルギーの普及率は、7.7パーセントくらいですが、参考までにドイツでは27.7パーセント、で日本はまだまだ少ないということです。千葉県についてはまだまだ少ないということだと思います。 |
| 事務局 | | 全体的な数字というのは抑えておりませんが、新たな事業認定を受けた設備がホームページ上で公開されておりまして、白井市では現在、事業計画認定を受けた設備が105か所あると把握しているところでございます。これを調べれば国の状況とか、県の状況とかわかりますので、後程調べまして報告させていただきます。 |
| 会 | 長 | 日本全体では4,000か所とか聞いておりますが、正確な数字は後日報告させていただきたいと思えます。 |
| 委 | 員 | 今105か所とのことですが、ここでいう10kw以上ということですか。 |
| 事務局 | | ご指摘のとおり10kw以上のことです。ちなみに100kwを超える大きな施設については23件です。いわゆるこれは高圧、49.5kw未満というのが多くて、低圧のギリギリの容量で設備を設置した、それ以下のものについては、20kw台、30kw台、状況によりますが、事業用の太陽光発電となっております。 |
| 委 | 員 | 大規模の(1)のですね、ただし建築物に該当するものを除くということですか、これは建築物と合体しているものは除くということですか。建築物の屋根に載せるものは除くという意味ですか。 |
| 事務局 | | 一応、建築物と一体ということで、建物という考え方でありまして、これは |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>いわゆる野立て、先ほど言ったように原っぱに作るようなものを想定しています。</p> |
| 事務局 | <p>では、建物の屋根に載せるようなものは、該当しないということですのでよろしいですね。</p> |
| 委員 | <p>はい、そのように捉えられて結構でございます。</p> |
| 委員長 | <p>あと、付け加えると、100kwのところ、残っているところに60kwを付けるとしますと、迷惑のかからないようになるかどうかということについては、業者さんとの話の中で問題はないでしょうということ。ガイドラインの届け出はしておりませんが。今障害になるということとはございませんが、再生可能エネルギーをどうにかしたいということで、載せられるところに載せているわけですが、そういう状況です。</p> |
| 事務局 | <p>参考までに聞きますが、個人用のような10kw以下は対象でないのですね。白井として、個人用のような10kw以下のものについて今後、どう考えますか。</p> |
| 委員 | <p>小さな発電施設の問題点ということですが、今現在、かなりの数が設置されておりまして、特にトラブルといったことは報告を受けておりません。</p> |
| 委員長 | <p>設置する場合その向きによって、隣の窓に行ってしまうとかあるかと思えますので、全国的に見ますと、神奈川県で隣の窓の方に光が行ってしまっただけでトラブルになったという事例があります。</p> |
| 事務局 | <p>ただ白井市にはまだそういった事例がありません。 家庭で再生可能エネルギーを設置することによって、省エネですとかそういうことにも貢献できますので、市では補助金も交付していますので、今後積極的にやっていきたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>太陽光発電について、10kw以上についてガイドラインを作っていくということはわかったんですけど、他の自然エネルギー、風力とかね、そういったものについては、どういう対応を取ろうという予定ですか。今のところないと思えますけれど。今後の方向として、そういったものについてのガイドラインも作っていくことになりますか。</p> |
| 事務局 | <p>委員さんご指摘のように、現在白井市では、太陽光以外では進んでおりません。風の吹かない地区があるらしくて、白井市は設置しても風が吹かないので、効率が良くないということだと思います。</p> |
| 委員長 | <p>ただ今後設備の改良等が今後進んでいった場合、そういった設備の設置もできる時が来るかもしれませんので、その段階に至りましたら、再度ガイドラインに盛り込むか検討してまいりたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>ソーラーシェアリングというのが最近はやっておりますが、白井のソーラーシェアリングというものは、少ないですが、そのへんについて白井市では、普及について何か考えておりますか。</p> |
| 事務局 | <p>白井については1件あります。今後、緑地を保全したり、農地を農地のまま使いつつ、再生可能エネルギーを進めていくということで、通常のソーラー発電所よりは、かなりいい案件だと思います。ですから今後設置する場合は、農</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>地の有効活用、或いは農業後継者の育成にも貢献できるかもしれませんので、出来ればこういった方法で進められたらいいと思います。</p> <p>今後白井市の農業の継続という意味でも、非常に有効ではないかと思しますので、市の方でも積極的に推進、紹介していただければと思います。</p> <p>議題1につきまして、採択したいと思います。</p> <p>ご意見ございませんか</p> <p>(ありませんの声あり)</p> |
| <p>会 長 事 務 局</p> | <p>承認ということですのでよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今原案がご承認されたということでございますので、今後市民の意見を募るためパブリックコメントを実施しまして、市民の意見を踏まえた修正を加える場合等再度のご審議を頂きたいと考えています。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>最終ページに今後のスケジュール表がございますので、ご確認願ひします。できれば今年度中に最終の案を作成できればと思いますので皆様方の協力をお願ひします。</p> <p>次に、報告1 白井市第2次環境基本計画の進捗状況について、事務局より説明願ひします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>第2次環境基本計画の平成28年度末における環境指標（目標値）達成状況の前回報告の保留分についてご報告します。</p> <p>使用します資料は、左上に「報告1 白井市第2次環境基本計画の進捗状況についての平成28年度末 環境指標（目標値）達成状況」とありますA4横長1ページのものです。</p> <p>今回ご報告いたします環境指標達成状況は、第1回環境審議会において千葉県公表が未発表（9月発表）であったものについての報告です。</p> <p>計画では、「環境目標」として18項目を設定し、達成状況を示す48の指標を定めています。</p> <p>個々の環境指標についての説明は、説明欄に記載されております。</p> <p>一つ目としまして、2-1-2「大気中二酸化窒素濃度」ですが、0.029と基準値を下回り、横ばい状態です。</p> <p>二つ目としまして、2-1-3「大気中浮遊粒子状物質濃度」ですが、0.044と基準値を下回り、同じく横ばい状態となっております。</p> <p>このデータについては、環境白書の24ページに同様な数値が反映されております。</p> <p>以上、簡単ですが、前回報告の保留分についての説明とさせていただきます。</p> |
| <p>会 長 委 員</p> | <p>前回報告の保留分説明いただきましたが、何かご質問ありますか。</p> <p>2-1-2ですかね。右側の説明ということで、書かれているんですけど、白井市は基準値を下回っていますが、排出抑制には、市域を超えた協力が必要だとありますが、具体的にはどういうことですか。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>大気中二酸化窒素濃度の説明の文言についてですが、排出抑制は、市域を超えた協力が必要だとあります。これは、大気中の二酸化窒素が増えてまいりますと、千葉県を通じて、工場の排出抑制の依頼を行ったり、広報等を広く行</p> |

| | |
|---------------------|--|
| 会 長 | <p>っておりますので、空気中の物質ですので、1市町村だけでは、少し対応ができないということです。</p> |
| 委 員 | <p>最近、VOCという言葉がはやっておりますが、不完全燃焼のことですが、VOCとNO₂が混ざれば、2次粒子ができるということで、利用者の対応をよろしくということが書かれていればと思います。</p> |
| 会 長 事 務 局 委 員 | <p>今これ、工場という言葉が書かれているので、確認なんです、白井市の中での我々工業団地の一企業としては、何か排出でですね、この元となる二酸化窒素濃度を高めるような、ある程度解るような指標が設置されているという認識でよろしいですか。</p> |
| 会 長 事 務 局 委 員 | <p>そのへんのところ分かる範囲で答えていただきますか。</p> <p>工場から出るNO₂はどこから出るかということですね。</p> <p>市では特別このような物質を出す工場という形では把握しておりません。</p> <p>白井市の中では特段この様な物質について、排出する事業者は無いということで理解してよろしいですか。</p> |
| 会 長 | <p>NO₂燃焼によって出てくる物質なんで、抑えようがないわけですが、燃焼温度を下げるということで調整できます。今のところないということで安心です。</p> |
| 事 務 局 | <p>報告1につきまして、承認ということで皆様よろしいですか。</p> <p>次に、報告2 白井市地球温暖化対策実行計画の見直しについて、事務局より説明願います。</p> <p>前回会議で、計画の2年間延伸についてご説明いたしました。</p> <p>庁舎整備に伴う、エネルギー使用量について、設計時点でシミュレーションを行っており、推計値が出ているのではないかとのご指摘をいただきました。</p> <p>庁舎整備担当課に確認したところ、エネルギー消費に関するシミュレーションは行っておらず、直近3年間の平均使用量を基に推計を行い算出した数値で予算計上を行ったとのことでした。</p> <p>資料2をご覧ください</p> <p>この数値をもとに実際に新庁舎で使用した電力、ガス使用量を比較したデータになります。電気について、4、5月は両方使用していたため数値が大きくなっていますが、新庁舎に移転した6月以降の数値は算定した数値の52.8%、ガスについては算定値の20.8%と大きくかい離している状況です。</p> <p>また、来年度減築庁舎の完成に伴い、新たに土日も開館する市民活動推進センターが設置されるほか、24時間稼働する印西警察署分庁舎も業務を開始する予定となっています。</p> <p>このため、見直しに必要なデータとして用いることが適切ではないため延伸をした2年間でエネルギー使用量の実績データを収集し、計画の見直しを行ってまいります。</p> <p>また、前回会議でご提案をいただきました「温暖化対策実行計画地域施策編」につきましては、計画の見直しと並行して、近隣市及び他自治体の状況について調査を行い、検討してまいります。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 会 長 | <p>今お話がありましたように、新庁舎につきましてどうなのかということで前回話があったわけですが、データが少ないということで説明がありました、今後の経過を見ていきたいということでございました。今地球温暖化対策実行計画をやっていますが、行政の場所のみにおいての計画でございすけど、地域全体をとらえた形でのものを今後検討してやっていくとのこととございすので、皆様ご理解いただいて、できれば早くそれをやっていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。特に今問題はないということで、ご理解いただけると思ひますが、御承認いただけますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>報告2につきまして、承認ということで皆様よろしいですか。 それでは、見直しについて、早目に行うよう願ひます。 次に、報告3環境白書について、事務局より説明願ひます。 白井市環境白書平成28・29年版（第14号）についてご報告します。 今回配布しました環境白書につきましては、前回の第13号同様に、2年間の合併号となっております。 内容につきましては、データの継続性の観点から視点を変えず、過去からのデータと比較ができる内容となっております。 また、データについては年度末集計を除き、作成日現在の極力直近のデータとなっております。 今後、市のホームページや情報公開コーナーにより公表してまいります。 以上です。</p> |
| 会 長 事 務 局 委 員 | <p>今回、前回に比べ大きく変わるところとかありますか。 特に大きく変わったところはありません。 2ページ、以前の時は地質について書いてなかったんですけど、今回は地質について書いてあるんですが、地質については地質に精通する人が書いているのだから、口を挟んではいけないことですよ。</p> |
| 会 長 委 員 事 務 局 | <p>文章の内容が少し外れているのではないかとありますが、前は全くなかったのでしょうか。 下総台地の地層は、以降全くなかったです。 ただ今、本編の内容についてご指摘がありましたので、詳しい内容を教えていただきまして、内容を再度精査しまして、公表してまいりたいと思ひます。</p> |
| 会 長 委 員 | <p>今後委員に環境課が教わりまして、訂正してもらいたいと思ひます。 1ページに特産の梨は県内1位とありますが、今ずっと見ていると、全国的に関東地方は梨やっているんですよ。白井はどの位まで持ちそうなんですか。私は〇〇委員に聞きたいんですが。今はよいのですが、あと5年もたったらボタンと行っちゃうんじゃないですか。</p> |
| 委 員 | <p>農業全体が、半減して大体農業で食べていけるのは3分の1位ではないですか。というのは、グローバル化ということで、マスコミではタッチしないんですが世界と競争相手になってくるわけですが、外資が各国の農業の支配に入っている。よい例がフィリピンとか外資が買ったところが、安いパイナップル、バナナ、ヤシの実とか、外資が入ったところは、その国の農業が破壊されて、</p> |

| | |
|--|---|
| <p>会 長 委 員 会 長 委 員 委 員 委 員</p> | <p>ヨーロッパとかは徹底的に農業保護、アメリカもそうですが、85パーセント所得のリカバリー方式でやっている。アメリカは55%、アメリカでも儲かっているかというのと儲かってないんですよ穀物栽培に関しては。</p> <p>直払いで500万以上貰っているからやっていける様なものです。</p> <p>輸出奨励金ですごいギャップがあって、アメリカのトウモロコシとか。</p> <p>世界中にもものすごいグローバルの流れがあって、日本は穀物で食っている農家はほとんどないですよ。</p> <p>生産高はやはり野菜とか果樹で、だけれども穀物を手放したらモラルの問題で、先進国が安い農産物を欲しがったら貧しい国は食えなくなりますよ。</p> <p>そのモラルの問題があるので、ヨーロッパとかは他の国々に迷惑をかけないようにしているんですが、マスコミは絶対言わないですよ。</p> <p>それをいうと日本では一極集中の問題で、都市部だけに集中して、地方はやっていかれないんです。</p> <p>だからそこら辺のところでどうかと言うと、食糧システムをどうやって守っていくかと、真剣に考えていかないと守れないということです。</p> <p>前回の審議会でも〇〇委員が、言っておられましたが、このまま行くと、白井の農業については、平成40年まで70%減ると、30%しか残らないと。</p> <p>もう田んぼが壊滅的ですね。</p> <p>それをいかに〇〇委員もおっしゃいましたが、政策的にバックアップしていくかということが非常に大きな問題であると。</p> <p>白井市の問題は、ニュータウンへの一極集中と農業問題ですよ。この二つを解決していかないといけないのです。</p> <p>私は市内を走っているんですが、だいぶ畑が縮小されているんですよ。</p> <p>話を聞くと、若い方が農業を引き継がないという話なんです。そうすると梨が県内トップということですが、5年以内にダダーとおっこちゃうじゃないかと思うんですよ。</p> <p>何処の組合を見ても残るのは、梨の選果場と、直売ばかりで、あとは壊滅的ですね。だから食えないんですよ。今までは資産を守るという意味で、ビジネスを度外視してやってきたのが主流で、だから出稼ぎをやりながらも農家を維持してきたんです。家を守るイコール資産維持みたいになってきて、だんだんビジネスに移行すると、儲からないからやらない。</p> <p>だから基本はやっぱり農家対策よりビジネスとして成立させるためには、法人化とかきちんとやって、ちゃんとした守れるシステム、1軒の農家だけでは基幹労働者が亡くなったら終わっちゃいますよ。</p> <p>だから日本が一番ビジネスとして、システムを立ち上げるというのが遅れちゃっているんです。ただ稲作としては、機械が膨大な金額を要するため、法人化してきたところしか守れないんですよ。つまり手でやる時代ではなくなっているんです。機械でしかできない時代になっているんです。</p> <p>田んぼを刈るだけでも、一千万円以上かかるわけですよ。だから今やっている人は、人に貸すか、やめるか、どっちかだけど、借りてくれ人がいないんで</p> |
|--|---|

| | | |
|------------------|--------|---|
| 会 委 員 | 長 員 | <p>すよ。</p> <p>一農家だけでは、対応できないということですね。</p> <p>対応できないんです。だから、ちゃんと食料を作るシステムをきちんと皆さんで考えていかないと。</p> <p>だからエネルギーもそうだけでも、食糧も。(過去には) エネルギーがストップされて戦争が始まったけれど、やはりここまで外資が世界中の食糧を満たしてしまうと、かなりまずい状態であると、外資が入った国は自分で食べるものを生産できなくなっちゃうんですよ。だから農業に関してはグローバルの視点でちょっと考えてもらわなければ。</p> <p>ちゃんと食料を作るシステムをきちんとやっていかなければ。</p> |
| 会 委 員 | 長 員 | <p>市の政策でそのへんを組んでもらいたいということですね。</p> <p>環境審議会ではどうにも難しいですが。</p> <p>ニュータウンもそうですよ。ニュータウンも年寄りの住居になってきたわけで、一極集中の観点でいけば。</p> |
| 会 委 員 | 長 員 | <p>将来を見据えた政策が必要であるということですね。</p> <p>今後、そのへんの意味合いを含めた文章を考えてもらいたいと思います。</p> <p>白井市だけでなく、全国どこでもそうなんです。過疎地なんかも。</p> <p>だから一極集中依存社会か分散型自立社会か、そのへんだと思います。</p> |
| 会 委 員 | 長 員 | <p>前回出ました外来生物について、何か変わったところがありますか。</p> <p>印西とかは、イノシシの被害が多くて、ハンターが追いつける状態でないです。オオカミがいたらいいくらいです。一頭捕まえて山から下りてくるのでは間に合わないわけですよ。生態系の乱れがすごいわけです。そのために農業をあきらめる人も多いですよ。</p> |
| 会 委 員 | 長 員 | <p>今日は専門の〇〇先生がおられないんですが、カメなど外来生物の勢力が増しているということですが。外来生物への対応は他にありますか。</p> <p>野菜でいえば、日本の野菜の70～80%は外来なんです。日本産と外来の違いについてもっと説明がないと理解したことにならないわけですよ。</p> <p>その辺についてはちょっと難しい説明になりますけどね。</p> |
| 会 事 務 局 | 長 | <p>環境白書において外来生物については、何ページに記載してありますか。</p> <p>外来生物、外来植物に関して言及した記載はございません。</p> |
| 会 事 務 局 | 長 | <p>一地方自治体だけではどうしようもないことですね。</p> <p>この環境白書は正式にはいつごろ発行されますか。</p> <p>今、委員からもご指摘をいただきましたので、おかしな部分を再度修正して、それから正式に発行いたします。お読みいただきまして、何かおかしなところについてご連絡いただければと思います。</p> |
| 会 委 員 | 長 員 | <p>ただ今事務局の方から、皆様お帰りになってから読んでもらい、訂正箇所があれば環境課へ連絡してほしいとのこと。それを基に構築したいということです。</p> <p>46ページの騒音についてですが、自分の家で飛行機の音がうるさくなったなあと思っていたんですが、平成27年と28年を比べると最大の数が倍どこ</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ろか3倍位増えているんですが、自衛隊の飛行機というよりは、羽田空港とか成田空港の旅客機の航路が変更になったと言う様な事はないですか。やたら夕方、天気が悪い曇りの日に、それこそテレビの音を大きくしないと聞かないほど、うちは二重窓になっているんですが、下総基地だけではないように感じますが、旅客機だと思っうんですが。</p> |
| 事務局 | <p>特に成田空港の経路が変わったとかと言う様な事は把握しておりません。</p> |
| 会長 | <p>下総基地の飛行機が、飛んでいるのは、数が増えたなあと感じますが。</p> |
| 委員 | <p>訓練機の離着陸ですね。</p> |
| 事務局 | <p>低いところでなく上の方で飛んでいるみたいなんですけれども。音として感じるんですけど。数が増えているなあ。</p> |
| 会長 | <p>今の飛行機の件ですが、できる範囲で確認させていただきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>騒音についての何らかのデータがあれば、教えていただきたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>7ページのところなんですけど、⑬の飲用井戸等の衛生対策に関することについてですが、飲用井戸って今どのくらいあるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>実際の飲用井戸の数は、把握しておりません。上水道が入っている地域でも実は井戸を使っているお宅もございまして、上下水道の供給エリアになっていないところでは完全に井戸を使っておりますので。</p> |
| 委員 | <p>それは水質調査などをして完全に飲める水であるとなっているんですよ。</p> |
| 委員 | <p>家によってやってないところもあって、うちはほとんど井戸水なんですけど、上水道は高いし臭いし、ただ調査をかけると硝酸の数が問題なんですよ。</p> |
| 委員 | <p>肥料なんか余ったものなんか地下浸透して、硝酸、砒素は無味無臭ですから、マイナスイオンで浄水器じゃ除去できなくて、野菜なんかは硝酸がすごく問題になっているんですよ。まだ飲み水はましな方なんですけど、ヨーロッパではほとんど半分以上、井戸水は飲めないですよ。</p> |
| 委員 | <p>日本では茶畑が一番ひどい状況になっちゃっているんですよ。お茶と砒素で、うまみが出るんですよ。茶畑で井戸なんて、飲めたもんじゃありませんよ。</p> |
| 委員 | <p>リスクの問題でいえば、野菜が一番硝酸なんかの蓄積があり、問題です。</p> |
| 委員長 | <p>55ページの地下水汚染で窒素についての説明がないのですが。</p> |
| 委員長 | <p>今そのへんで、砒素の問題を無視しているところが多いですよ。</p> |
| 委員長 | <p>窒素については何ページに記載がありますか。</p> |
| 委員長 | <p>56ページですが、井戸についてはあまり分析していないんですよ。無味無臭なんで本当にわかんないですよ。</p> |
| 会長 | <p>一時砒素が問題になりましたが、白井市ではそれはないということです。</p> |
| 委員 | <p>湧水調査や地質調査は市でやっているのですか。</p> |
| 委員 | <p>もし水質検査を白井市が範囲内でできるのであれば、知らないからただ飲んでるのでは。</p> |
| 事務局 | <p>水質検査についてですが、市の方で業者を選定しまして、市の方で容器を渡しまして、水を採取して指定した日に業者が測定してくれるということをやっています。ただし費用については自腹ということです。</p> |
| 委員 | <p>いろいろなことを調査してここからここまではいくらとか、金額の範囲はあ</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | りますよね。 一応飲用可能なものかどうかということで、11項目検査を行っていただいております。 |
| 委員 | ふつう菌とかであれば、熱すれば死滅するとか、体に入っても大丈夫な菌とかあると思いますが、化学有害物質などで、飛んでしまうならいいんでしょうけれど、残るものに関してはなかなか難しいと、見えなくて、味がしないものがどっぴん体の中に入ってくると、無いんであれば良いんでしょうけれど、そのへんがちょっと心配かなあと。 |
| 事務局 | ご心配の方は、自主的に井戸水の検査を、奨めていると。 ただし部分的には、井戸水の検査をしているところもあります。 |
| 委員 | たしか自治会のところの防災井戸を掘りましたけれど、そこについては水質検査をやっていると報告を受けたんですけど、それは何年間に1回とか基準があれば、55ページを見ると平成11年度にしましたということで、かなり経っていますが、これは揮発性有機化合物ですから、実際には該当しないのかもしれませんが、10年以上ですよ。する必要がありますのか、基準があるのか。 そのへんはご確認した方がいいのではないかと思います。 30年経ったから良いよという事もあるのかもしれませんが、ここに載せる以上はある程度文書的には、10年位1回くらい見直しているんだから載せた方がいいと思います。 |
| 会長 | 浄化槽政策と絡み合う面もありますし、環境課の方でも捉え方について何かあれば出してもらいたいのですが。 |
| 事務局 | 55ページの表についてですけども、これは市でやっている検査でして、基準としては各家庭の井戸については、検査をやってくださいということではないということが実態でございます。 先程、池の上小学校の防災井戸のお話がありましたけれども、防災井戸につきましては、年に1回検査を実施しております。 |
| 委員 | あれは確か、自治会費で払っていなかったと思うのですが。市の方でやっていたらいいんですか。 |
| 事務局 | 市民安全課というセクションがございまして、防災関係の部署で、こちらの方で実施しております。 |
| 委員 | あと、個人はご心配でしたら自分で実施してくださいというスタンスですね |
| 委員 | 昭和55年から広報しろいで、以前出てたと思うんですよ。定期的に1年に1度は、啓蒙も含めてね、やってない方も対応しやすくなると思います。 |
| 事務局 | 現在、2回ほど広報に載せておりますが、委員さんご指摘のとおり引き続き広報に載せながら、進めていきたいと思っております。 |
| 委員 | 55ページの件なんですけれども、詳しくはわからないんですが、この揮発性有機化合物による地下水汚染の状況、平成28年度と書いてあるんですが、工業団地及び周辺地区19本と書いてあるんですが、平成元年度に調べたら、環境基準に比べて、かなり高い値だよということが謳われているということで間違いはないですか。というのは、我々工業団地で仕事をしている者としましては、 |

| | |
|------------------------|---|
| 事務局 | <p>皆様方が見ると、工業団地の水は大変怖いなあと思われても大変困ります。</p> <p>工業団地はご存じの通り上水道ではございません。この計画自体は、全く将来的にもないわけでもないということをお聞かしております。</p> <p>ただ、まだ方向性が確認はできておりません。事業者である以上、定期的にどこの事業所でも、安全な飲める水を、検査しているのが現状だと思うんですよ。それなのにこの古い平成元年というのが、ここに載っているというのは、どういうところにあるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>この表についてなんですけれども、これは調査用井戸でのデータということです。</p> |
| 委員 事務局 委員 | <p>調査用に掘った井戸が平成元年ですよということですか。</p> <p>掘ってあった井戸を調査用としたところもあります。</p> <p>例えば、この真ん中の表なんですけど、平成28年度と書いてあるんですけど、上だけを見ますと、トリクロロエチレン、最高濃度が12.0、環境基準は0.01、とある1本はこんなに高いよと、これだけ見ると平成元年に確認したということではないんですか。</p> |
| 事務局 | <p>最初に確認した年度が平成元年度だにご理解していただければと思います。超過した資料で一番高い数値がこれだったということです。</p> |
| 委員 事務局 委員 事務局 | <p>白井工業団地の水は大変怖いんだねと思われてしまいますので。</p> <p>表現方法を少し直したいと思います。</p> <p>ということは、このアクションとして、指導とか通達とかしたんですか。</p> <p>市では、揮発性有機化合物については煮沸等をして飲用としてくださいと指導しております。</p> |
| 委員 | <p>57ページをご覧ください。地下水汚染対策ということで、一番下のところですね、〇〇委員さんがおっしゃった亜硝酸性窒素について飲用指導しております。</p> |
| 委員 会長 | <p>有機農業は改善できない、有機肥料をやっている農家は、肥料設計やっていないし、やれる人はほとんどいない。これは亜硝酸になりますからもっと怖いですよ。知らない連中が指導すると怖いですよ。</p> <p>時間の関係もございますので、白書については終わりたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>先程申しましたとおりご意見がある方、または内容について疑義のある方は、文書を以て環境課に届けて、修正をすることで、お願いしたいと思います。</p> <p>次に、報告4環境配慮書について、事務局より説明願います。</p> <p>報告4環境配慮書についてご説明します。</p> <p>環境配慮書と白井市環境配慮指針、合わせて新旧対照表をご覧ください。</p> <p>下線部分が修正した部分になります。</p> <p>環境配慮指針は、第5次総合計画、第2次環境基本計画の中間見直し版の記載内容に合わせ修正を行っています。</p> <p>現在、事業者が開発事業を行う場合、白井市第2次環境基本計画中間見直し版の望ましい5つの環境像を実現するため、白井市まちづくり条例施行規則第12条の規定による環境配慮書に基づいて開発事業を計画するものとしてい</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>ます。</p> <p>ガイドラインのところで太陽光に関する項目を新たに環境配慮書に追加することを説明いたしました。</p> <p>環境配慮書は、環境基本計画に基づいて、定めた環境配慮指針に基づいて環境に配慮すべき項目の詳細を記載しています。</p> <p>第2次環境基本計画について、昨年4月に中間見直しが行われており、今回はこの見直しに合わせて記載内容を中間見直し版の記載内容に合わせて修正を行ったものです。</p> <p>白井市まちづくり条例「開発事業手続きの流れ」をご覧ください。</p> <p>現在、環境配慮書は、まちづくり条例の手続きを行う都市計画課に提出されたのち関係課に照会される形で確認を行っておりますが、見直し後は、先ほどガイドラインのところでご説明しましたが、事業者から最初に環境課に環境配慮書を提出していただき、確認したのち、事業者に戻却し、それを添付して都市計画課へ開発事業事前協議書を提出してまちづくり条例に関する手続きを行っていただくようになることが大きな変更点です。</p> <p>この変更に伴い、環境への配慮について、より主体的に事業者に求めていけるものと考えています。</p> <p>主な変更点ですが、新旧対照表をご覧ください。(略)は修正のなかったものです。</p> <p>望ましい環境像、環境配慮項目は、見直し版に合わせ修正しています。</p> <p>3枠目の②アイドリングストップの次に「緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。」を追加し修正しています。</p> <p>⑤有機溶剤関係、⑥ごみの野焼きはしません等の追加修正をしています。</p> <p>この他、項目の整理、文言の整理等を行っております。</p> <p>具体的な修正内容は後ほど新旧対照表と合わせ、ご確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p> |
| 会 長 | <p>ちょっと細かくて見えにくいんですけど、市の説明にご意見、質問等ございますか。</p> |
| | <p>太陽光発電につきましてもこれに沿ってお願いしていきたいということです。</p> |
| | <p>特にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p> |
| | <p>それでは、質問なしということで、これで承認させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>その他ですが、何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>すみませんが、お願いなんですけど、会議に入る前にこのような資料を配布願います。</p> |
| 事 務 局 | <p>大変申し訳ありませんでした。調整が進みませんので、次回は必ず事前に配布させていただきたいと思えます。</p> |
| 会 長 | <p>ご意見等ありましたら環境課の方へお願いします。</p> <p>今日の議題につきましてはこれで終わりにしたいと思います。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>事務局何かありますか。</p> <p>事務局より連絡事項をお知らせします。</p> <p>初めに、本日の会議録につきましては、案を作成後、委員の皆様を確認のためお送りしますので確認をお願いします。</p> <p>確認終了後、完成した会議録は、委員の氏名を伏せて公開いたしますのでご了承ください。</p> <p>また、委員の皆様の報酬につきましては、1月中に振込手続を行いますので、別途、ご確認をお願いします。</p> <p>次回会議は3月頃を予定しておりますが、日程について改めてご連絡させていただきますのでよろしくご願ひいたします。</p> <p>長時間に渡りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|-----|---|

